

# 中小企業子育て支援助成金制度のご案内

～あなたの会社に初めて育児休業取得者が出た場合に支給します～

中小企業子育て支援助成金は、一定の要件を備えた育児休業を実施する中小企業事業主（従業員数100人以下）に対して、初めて育児休業取得者が出た場合に助成金を支給する制度です（平成23年4月に制度が一部改正されています）。

今般、パンフレットとリーフレットが作成されましたので、ご案内いたします。

この資料に記載されている事項以外にも、詳細な支給要件がありますので、詳細については、大阪労働局雇用均等室（電話06-6941-8940）へお問い合わせください。

なお、本資料は平成23年5月現時点での内容を記載しておりますので、今後制度が改正される場合があります。

また、支給額につきましても、平成24年度予算にかかる部分は変更の可能性があることを念のため申し添えます。

1. パンフレットNo. 5（『ご案内 中小企業子育て支援助成金』）

2. リーフレットNo. 6（『中小企業子育て支援助成金のご案内』）

3. 別添（パンフレット、リーフレットの一部分解説）

4. 中小企業子育て支援助成金支給要領

大阪労働局雇用均等室

〒540-8527

大阪市中央区大手前4-1-67

電話06-6941-8940